

別添 記入例

提案事項 管理番号 ※事務局 入力欄	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	提案分野	提案主体名	提案主体 分類コード	都道府県	都道府県コード	提案者連絡先 ※非公表情報						提案主体名の 公表の可否	提案主体名を 「非公表」とする 理由	その他 (特記事項)	
												市区町村	町名・番地	担当者連絡先 (担当者名)	担当者連絡先 (電話番号)	担当者連絡先 (FAX番号)	担当者連絡先 (e-mailアドレス)				
	PFI事業の浄化槽整備について	<p>現在、○○町ではPFI事業で浄化槽整備を行っていますが、制度上、効率的な事業ができないので、町の裁量により戸別集合の浄化槽は、市町村設置型で整備を行います。</p> <p>○○町PFI事業で、浄化槽整備を行っています。現在は、環境省所管の市町村設置型で行っていますが、地形や家屋の設置状況から戸別に浄化槽の設置が困難な物事が、当然のこととして存在し、例えば、同じ敷地に親子の家屋が2軒ある場合は、浄化槽を個別に2基設置しなければならないなどの制度上の問題があります。よって、○○町PFI事業で、総務省所管の小規模集合排水処理施設を、町の裁量により、環境省所管の市町村設置型で浄化槽の整備が行えるようにすれば、上記のような問題は1基の設置で済み、効率的に浄化槽の整備が行えると考えられます。</p>			環境省	28 環境	B株式会社	g 民間企 業	A県	** A県	C市	○○○1- 1-1	地域 太郎	***** **** (内線 **)	***** ****	***@***.*** 公表			添付資料①: ○ ○○○○○ ○○○		
【記入に当たつての留意事項】	具体的な支援措置の内容を記載して下さい。  単なる補助金の配分等の要望にならないことに留意のうえ、地域の自主裁量性の向上、縦割り行政の是正等の観点から、現行制度の問題点を解決するための具体的な改革提案となるようにして下さい。また、複数の補助金の統合の提案をする場合は、統合が必要なテーマが明確になるように記載して下さい。	具体的な支援措置を活用して実施しようとする事業の具体的な内容・提案理由を記入して下さい(200字以内)。なお、別様として記入する必要がある場合は、本欄に全体概要を記入して下さい。	提案する支援措置を活用して実施しようとする事業の具体的な内容・提案理由を記入して下さい(200字以内)。なお、別様として記入する必要がある場合は、本欄に全体概要を記入して下さい。	複数の支援措置を設け、それらを組み合わせて実現したい場合には、該当する府省庁名を記入して下さい。	支援措置の根拠又は改正すべきであると考るる法令等の名称及び該当条項等を記入して下さい。	対象根拠法令等を所管する府省庁名を記入して下さい。	提案分野について、該当するコードを選択して下さい。	提案主体名を記入して下さい。	提案主体の分類について、該当するコードを選択して下さい。	提案主体の所在する都道府県について、該当するコードを選択して下さい。複数の都道府県にまたがる場合は、全ての都道府県名を記入して下さい。	住所地の市 区町村名を記入して下さい。	住所地の市 区町村名以降を記入して下さい。	担当者名を記入して下さい。	担当者の電 話番号を半 角英数字で記 入して下さい。	担当者のFAX 番号を半 角英数字で記 入して下さい。	担当者のe- mailアドレスを半 角英数字で記 入して下さい。(ハイフングは設定しないで下さい。)	「公表」又は 「非公表」の別を選択して下さい。	※フルダクメント メニューから選択して下さい。	提案書は公表が前提です。 本欄は、提案主体名の「公表」「非公表」の別を選択して下さい。 ※個人による提案の場合は、「公表」の場合においても、「提案主体名」欄については、「個人」と公表されるのみで、氏名は公表されません。	提案主体名の公表の可否について「非公表」を選択した場合は、その理由を具体的に記入して下さい。	事業の実施内容、提案理由を補強する資料(新聞記事、研究会報告書等)がある場合は、添付資料として提出して下さい。その際、本欄において、添付資料の項目を列挙して下さい。
																		※フルダクメント メニューから選択して下さい。	複数の主体による共同提案である場合は、その連絡窓口となる方を記入して下さい。	提案内容の詳細について当該連絡先に連絡・確認させていただことがありますので、ご了承願います。	やむを得ない理由がある場合は、「非公表」とすることができます。

※ セルの結合等書式の変更はしないようお願いします。

※ 過去の募集において提出された提案について、再度提案を行う際には、実現可能性を高めるためにも、これまでの関係府省庁からの回答を踏まえた内容の提案をお寄せ下さい。

※ 関係府省庁等への苦情や、単なる税・財政上の支援措置を求めるものは、募集の対象となりません。募集の対象とならないものが提出された場合には、受付できかねる場合があります。